



第3回臨時理事会について

新型コロナウイルス感染予防により、4月より理事会決議を書面で行っています。第3回の臨時理事会は5月21日に各理事宛に提案されました。今回の議案はコンプライアンスに関する2議案です。

コンプライアンスとは、一般的には、「法令を遵守する」ことに加え、「法律として明文化されていないが、社会的ルールとして認識されているルールに従って企業活動を行う」といった意味があります。本連盟においては「日本国の法令や全弓連の定款・諸規程および諸規則、社会的規範、倫理規範の遵守」と定めました。

もともと企業などの不祥事を契機として、国内でコンプライアンスを重視する傾向が強まりましたが、昨今はスポーツ界においても不祥事がマスコミなどに取り上げられるようになり、昨年スポーツ庁から中央競技団体向けのスポーツ団体ガバナンスコードが公表されました。ガバナンスコードとは、適切な組織運営を行う上での原則・規範を示したものです。そのガバナンスコードにコンプライアンス委員会の設置とコンプライアンス強化のための教育の実施が求められています。

第1号議案は、コンプライアンス委員会規程の制定についてです。

内部通報窓口の設置とコンプライアンス委員会の新設などについての概略は、昨年第5回理事会で決議されました(『月刊 弓道』 令和2年2月号参照)。当初は令和2年4月からの運用開始を目指していましたが、この第3回臨時理事会での決議を経て6月1日より施行されることとなりました。内部通報窓口については当面現在の相談窓口で運用いたします。コンプライアンス委員会規程に関しては、ホームページに公表予定です。

第2号議案は、第1号議案の承認を前提にコンプライアンス委員会委員およびオブザーバーの選任についてです。コンプライアンス委員会規程第4条(委員等)・第5条(委員等の選任)に基づいて、次の方々が選任されました。

委員長	波江野 弘	副会長
副委員長	杉山 忠昭	理事
委員	浅野 有三	副会長
委員	西瀬戸伸子	理事
委員	杉山 直人	弁護士
オブザーバー	柳澤 義一	監事

この委員会の構成は、企業法務や学識経験の豊富な理事を委員長および副委員長に、熟練・高段の弓道人理事そして女性の理事、学識経験者としては弁護士を選任しています。委員会メンバーには6月1日に会長より委嘱されました。

また、報告事項として、地連業務調査に関する委員会によって行われた地連業務の調査結果が添付されました。令和元年第5回理事会で活動報告されたもので、昨年11月末から1月にかけて調査が行われました。これは近く予定される内閣府による立入検査の際の説明資料となります。内閣府からは、適正な審査の運営がなされているか、審査の委託先としての地連自体の運営はどうか、という質問が全弓連に対して出されています。

今回の調査では、書面での各地連のセルフチェックに加え、東京都(規模が最大)・石川県(標準的規模)・愛知県(法人格を有している)の3地連にヒアリングが行われました。

全弓連と業務委託契約を結んで行われている審査について、全地連から契約・審査関連規程に則り実施との回答を得ました。一方で、13地連からは審査委員の選任や審査方法に独自の方法で行われている旨の回答もありました。本来、連盟認定

の審査は統一で行われるべきことであることから、審査・講習会関連委員会での検討が必要となるでしょう。

審査料及び登録料の徴収については、全地連より規定に則って徴収との回答でした。ただし、27地連では審査にまつわり事務手数料・昇段分担金・特別会費・地連協力金などの名目で別途徴収していることが判明しました。これに関しては会員に対する丁寧な説明が必要のようです。

地連の組織については、全地連で会則が整備され会計監査が実施されています。

今後の課題は、地方競技団体にも課されるガバナンスコードに沿った運営体制の確立となります。各地連ともにこれに取り組むまでに至ってはいず、全弓連からの今後の働きかけも重要となっていきます。

★会報の閲覧は、下記 URL にてメールアドレス・お名前・会員 ID を登録（無料）していただくと、会員専用閲覧ページでご覧いただくことができます。新規会報掲載のたびにメールマガジンにてお知らせ致しますのでご登録ください。

https://www.kyudo.jp/member_materials/kaihou_mail.html

右記 QR コードからも、アクセスしてご登録いただくことができますのでご利用ください。



コンプライアンス委員会の設置などについて

会長 増田 規一郎

この度理事会での決議をいただき、連盟内にコンプライアンス委員会が設置されました。ここに至るまでにご苦勞をいただいた関係各位には心よりの謝意を表します。

昨年の6月にスポーツ庁より公表されたスポーツ団体ガバナンスコードは、中央競技団体（NF）すべてに適用され全日本弓道連盟も例外ではありません。中期計画の策定、役員体制のルール、規約の整備、利益相反の適切な管理、選手選考、審査の公平性、透明性の確保などとともに、コンプライアンス委員会の設置、その教育の実施、通報制度の構築、地方組織に対してのガバナンス・コンプライアンスの強化などが義務付けられています。

私どもはこれまで公益法人としての体制整備を行ってまいりましたが、これにより一層公明な体制整備と運営が求められております。また基準適合の審査の実施と公表、自己診断結果を年1回実施公表することなども定められています。今回のコンプライアンス委員会設置はこの一環の措置です。また、公益事業である審査を地連に委託している関係から、地連も一般スポーツ団体レベル以上の、NFの水準に近いガバナンスコードの実現が求められていくことも想定されます。

ここ数年全弓連は違法矢羽の問題を抱え、未だ全面解決に至ってはおりません。しかし、今後いかなる違法行為も是認しない姿勢を示す意味でも、今回のコンプライアンス委員会の設置が連盟の一つの態度表明となることと存じます。しかし、「李下に冠を正さず」です。この委員会の活動が活発にならないことを願います。

ガバナンスだコンプライアンスだという昨今の社会風潮のなかで、ここ数年全弓連もその波に巻き込まれるかのようですが、かえって今のような状況でこそ弓道の原点に帰って考えてみる必要があるのではないのでしょうか。弓道のもつ倫理性や精神性というものは、決して人から教えられたり与えられたりするものではなく、自らに課して修練していくものはずです。教本の冒頭に掲げられている『礼記射義』にもあるように「正しきを己に求む」です。私は弓を中学より祖父に習い、また成人してからは故武田豊範士に師事しました。この二人から学んだことは、自らを厳しく律することです。これこそが弓道修練の眼目ではないのでしょうか。この弓道の倫理性や精神性そして自律性は弓道の長い伝統のなかで培われてきたものです。この魅力を求めて海外でも弓道を嗜む人が増えているのだと思います。この機会に原点に立ち返り弓道を修練する意味と向き合っていたいただきたいと思います。